

朝霞市選挙管理委員会臨時会議事録

令和元年6月21日

選挙管理委員会事務局

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	朝霞市選挙管理委員会臨時会	
開 催 日 時	令和元年6月21日（金） 午前10時00分から 午前10時39分まで	
開 催 場 所	市役所別館5階 大会議室（奥）	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 0人	

朝霞市選挙管理委員会臨時会

令和元年6月21日（金）

午前10時00分から

午前10時39分まで

市役所別館5階 大会議室（奥）

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議題

参議院議員通常選挙関係

議案第30号 ポスター掲示場設置場所の決定について

議案第31号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について

議案第32号 開票管理者の選任について（選挙区）

議案第33号 開票管理者の職務代理者の選任について（選挙区）

議案第34号 開票管理者の選任について（比例）

議案第35号 開票管理者の職務代理者の選任について（比例）

議案第36号 登録の移替えの延期を定めることについて

議案第37号 投票所の指定について

議案第38号 期日前投票所の指定について

議案第39号 在外選挙人が投票を行う期日前投票所の指定について

議案第40号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

議案第41号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

議案第42号 開票立会人のくじの日時及び場所の決定について

議案第43号 開票の日時及び場所の決定について

議案第44号 投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について

議案第45号 公示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について

議案第46号 公示日以前における在外選挙人名簿に登録されている選挙人に対する不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について

議案第47号 事務従事者の委嘱について

議案第48号 啓発宣伝計画の決定について

選挙人名簿関係

議案第49号 選挙人名簿から抹消することについて

在外選挙人関係

議案第50号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第51号 在外選挙人名簿から抹消することについて

5 閉会

出席委員（4人）

委員 長	細 田 昭 司
委員 長 職 務 代 理	加 藤 洋 子
委 員	曾 根 田 晴 美
委 員	門 傳 忠 二

事務局（3人）

事 務 局	選挙管理委員会事務局 長	渡 辺 淳 史
事 務 局	選挙管理委員会事務局 主幹兼局次長	高 田 隆 男
事 務 局	選挙管理委員会事務局 選挙係長	佐 藤 真

資料一覧

- ・ 選挙管理委員会臨時会次第
- ・ 選挙管理委員会臨時会 出席一覧表
- ・ 議案第30号 ポスター掲示場設置場所の決定について
- ・ 議案第31号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について
- ・ 議案第32号 開票管理者の選任について（選挙区）
- ・ 議案第33号 開票管理者の職務代理者の選任について（選挙区）
- ・ 議案第34号 開票管理者の選任について（比例）
- ・ 議案第35号 開票管理者の職務代理者の選任について（比例）
- ・ 議案第36号 登録の移替えの延期を定めることについて
- ・ 議案第37号 投票所の指定について
- ・ 議案第38号 期日前投票所の指定について
- ・ 議案第39号 在外選挙人が投票を行う期日前投票所の指定について
- ・ 議案第40号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
- ・ 議案第41号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
- ・ 議案第42号 開票立会人のくじの日時及び場所の決定について
- ・ 議案第43号 開票の日時及び場所の決定について
- ・ 議案第44号 投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について
- ・ 議案第45号 公示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について
- ・ 議案第46号 公示日以前における在外選挙人名簿に登録されている選挙人に対する不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について
- ・ 議案第47号 事務従事者の委嘱について
- ・ 議案第48号 啓発宣伝計画の決定について
- ・ 議案第49号 選挙人名簿から抹消することについて
- ・ 議案第50号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- ・ 議案第51号 在外選挙人名簿から抹消することについて

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

◎2 委員長あいさつ

○細田委員長

おはようございます。ただいまから、朝霞市選挙管理委員会臨時会を開会いたします。

通常国会の会期延長はしない方向で動いているようですので、第25回参議院議員通常選挙は7月4日公示、同21日投開票の日程で決まりそうですので、当委員会としても、遺漏のない対応で臨みたいと存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

◎3 会議録署名委員の指名

○細田委員長

それでは、日程第3、会議録署名委員の指名でございます。

朝霞市選挙管理委員会規程第18条の規定によりまして、門傳委員、お願ひいたします。

○門傳委員

はい。

◎4 議題 参議院議員通常選挙関係 議案第30号 ポスター掲示場設置場所の決定について

○細田委員長

次に、日程第4、議題でございます。

参議院議員通常選挙関係でございます。「議案第30号 ポスター掲示場設置場所の決定について」を議題といたします。

直ちに説明をお願いします。

高田主幹。

○事務局・高田主幹

では、議案30号を御覧ください。ポスター掲示場設置場所の決定について。

近く執行される参議院埼玉県選出議員選挙における公職選挙法第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場を別紙のとおり設置することについて議決を求める。

令和元年6月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

次のページからは市内173か所のポスター設置場所の一覧になっております。

場所については、前回と同様の所となっております。

以上です。

○細田委員長

ありがとうございました。

御質疑ございますか。よろしいですか。

(はい、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

それでは、採決いたします。

議案第30号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第31号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について

○細田委員長

次に、「議案第31号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について」を議題といたします。

説明をお願いします。

高田主幹。

○事務局・高田主幹

議案第31号の議案を御覧ください。

ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について。

近く執行される参議院埼玉県選出議員選挙において公職選挙法第144条の2第5項の規定により候補者がポスターを掲示できるポスター掲示場の区画数を、14区画とすることについて議決を求める。

令和元年6月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

○細田委員長

ありがとうございました。

御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第31号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院議員通常選挙関係 議案第32号 開票管理者の選任について(選挙区)

○細田委員長

次に、「議案第32号 開票管理者の選任について(選挙区)」を議題といたします。

本議案は、私の一身上に関することですので、地方自治法第189条第2項の規定によりまして、暫時委員長席を加藤委員長職務代理者と交代し、退席いたします。

よろしく申し上げます。

[細田委員長 退場]

○加藤委員長職務代理者

職務代理の加藤でございます。

今委員長が退室されましたので、加藤が代理させていただきます。しばらくの間、委員長の職務を行います。よろしくどうぞ。

それでは、議案第32号について、事務局の説明を求めます。

○事務局・高田主幹

議案第32号の議案を御覧ください。

開票管理者の選任について。

近く執行される参議院埼玉県選出議員選挙における開票管理者を次のとおり選任することについて議決を求める。

令和元年6月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

埼玉県選出の議員の開票管理者について、委員長を選任する議案でございます。

○加藤委員長職務代理者

ただいま説明がありましたが、何か質疑はございますでしょうか。

(なし、の声)

ないようです。ほかに質疑ございませんか。

(なし、の声)

議案第32号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なし、の声)

異議なしと認めます。

委員長席を委員長と交代いたします。よろしくお願いいたします。

[細田委員長 入場]

◎4 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第33号 開票管理者の職務代理者の選任について(選挙区)

○細田委員長

次に、「議案第33号 開票管理者の職務代理者の選任について(選挙区)」を議題といたします。本議案は、曾根田委員の一身上に関しますことですので、地方自治法第189条第2項の規定によりまして、暫時曾根田委員の退席を求めます。

○曾根田委員

はい。

[曾根田委員 退場]

○細田委員長

それでは、第33号について、事務局の説明を求めます。

○事務局・高田主幹

議案第33号について、議案を御覧ください。

開票管理者の職務代理者の選任について。

近く執行される参議院埼玉県選出議員選挙における開票管理者に事故があり、又は欠けた場合、その職務を代理すべき者を次のとおり選任することについて議決を求める。

令和元年6月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

埼玉県選出議員選挙の開票管理者の職務代理者について、曾根田委員を選任する議案でございます。

以上です。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

それでは、採決いたします。

議案第33号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり承認されました。

[曾根田委員 入場]

◎4 議題 参議院議員通常選挙関係 議案第34号 開票管理者の選任について(比例)

○細田委員長

次に、「議案第34号 開票管理者の選任について(比例)」を議題といたします。

本議題につきましても、加藤委員の一身上に関することですので、地方自治法第189条第2項の規定によりまして、暫時加藤委員の退席を求めます。

○加藤委員長職務代理者

失礼します。

[加藤委員 退場]

○細田委員長

提案理由の説明をお願いいたします。

○事務局・高田主幹

では、議案第34号の議案を御覧ください。

開票管理者の選任について。

近く執行される参議院比例代表選出議員選挙における開票管理者を次のとおり選任することについて議決を求める。

令和元年6月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

比例代表の開票管理者につきまして、加藤委員を選任する議案でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第34号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり承認されました。

[加藤委員 入場]

◎4 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第35号 開票管理者の職務代理者の選任について(比例)

○細田委員長

それでは、次に、「議案第35号 開票管理者の職務代理者の選任について(比例)」を議題といたします。

本議題につきましても、門傳委員の一身上に関するところでございますので、地方自治法第189条第2項の規定によりまして、暫時門傳委員の退室を求めます。

○門傳委員

失礼します。

[門傳委員 退場]

○細田委員長

それでは、直ちに説明をお願いします。

高田主幹。

○事務局・高田主幹

議案第35号を御覧ください

開票管理者の職務代理者の選任について。

近く執行される参議院比例代表選出議員選挙における開票管理者に事故があり、又は欠けた場合、その職務を代理すべき者を次のとおり選任することについて議決を求める。

令和元年6月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

比例代表選出議員選挙の開票管理者の職務代理者に、門傳委員を選任する議案でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

直ちに質疑をお願いします。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第35号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり承認されました。

門傳委員、入室をお願いします。

[門傳委員 入場]

◎4 議題 参議院議員通常選挙関係 議案第36号 登録の移替えの延期を定めることについて

○細田委員長

次に、「議案第36号 登録の移替えの延期を定めることについて」を議題といたします。

直ちに説明をお願いします。

高田主幹。

○事務局・高田主幹

議案第36号を御覧ください。

登録の移替えの延期を定めることについて。

参議院議員の任期が令和元年7月28日に満了することに伴い、公職選挙法施行令第17条ただし書の規定により、朝霞市の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期することについて議決を求める。

令和元年6月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

1、登録の移替えを延期する期間。令和元年6月14日から令和元年7月21日まで。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第36号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院議員通常選挙関係 議案第37号 投票所の指定について

○細田委員長

次に、「議案第37号 投票所の指定について」を議題といたします。

直ちに説明をお願いいたします。

高田主幹。

○事務局・高田主幹

議案第37号を御覧ください。

投票所の指定について。

近く執行される参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における投票所の場所を次のとおり指定することについて議決を求める。

令和元年6月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

その下、投票区、投票所について第1投票区から第23投票区まで掲載してございます。場所等につきましては、前回の選挙と変更ございません。

以上です。

○細田委員長

ありがとうございました。

議案第37号につきまして、何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第37号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院議員通常選挙関係 議案第38号 期日前投票所の指定について

○細田委員長

次に、「議案第38号 期日前投票所の指定について」を議題といたします。

直ちに説明をお願いいたします。

高田主幹。

○事務局・高田主幹

議案第38号を御覧ください。

期日前投票所の指定について。

近く執行される参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所を次のとおり指定することについて議決を求める。

令和元年6月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

期日前投票所として、朝霞市役所内、それから、朝霞台出張所内。期間につきましては、いずれも公示日の翌日から選挙期日の前日までとなっております。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

議案第38号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第39号 在外選挙人が投票を行う期日前投票所の指定について

○細田委員長

次に、「議案第39号 在外選挙人が投票を行う期日前投票所の指定について」を議題といたします。

直ちに説明をお願いいたします。

高田主幹。

○事務局・高田主幹

議案第39号を御覧ください。

在外選挙人が投票を行う期日前投票所の指定について。

近く執行される参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙

法第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される法第48条の2第1項の規定による期日前投票所を次のとおり指定することについて議決を求める。

令和元年6月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

期日前投票所、朝霞市役所内と朝霞台出張所内を指定する議案でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第39号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第40号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

○細田委員長

次に、「議案第40号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について」を議題といたします。

直ちに説明をお願いいたします。

高田主幹。

○事務局・高田主幹

議案第40号を御覧ください。

投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について。

近く執行される参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は欠けた場合、その職務を代理すべき者を別紙のとおり選任することについて議決を求める。

令和元年6月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

裏面を御覧ください。

第1投票区から第2・3投票区の投票管理者及び投票管理者の職務代理者の一覧でございます。
説明は、以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第40号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第41号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

○細田委員長

次に、「議案第41号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

高田主幹。

○事務局・高田主幹

議案第41号を御覧ください。

期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について。

近く執行される参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は欠けた場合、その職務を代理すべき者を別紙のとおり選任することについて議決を求める。

令和元年6月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

別紙を御覧ください。

別紙の表は、朝霞市役所。裏にいきますと、朝霞台出張所、それぞれ期日前投票所の投票管理者、投票管理者の職務代理者の一覧でございます。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第41号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第42号 開票立会人のくじの日時及び場所の決定について

○細田委員長

次に、「議案第42号 開票立会人のくじの日時及び場所の決定について」を議題といたします。

直ちに説明をお願いいたします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第42号、開票立会人のくじの日時及び場所について。

近く執行される参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人となるべき者につき公職選挙法第62条第2項の規定により行うべきくじ、又は参議院埼玉県選出議員選挙における開票立会人となるべき者につき同条第4項の規定により行うべきくじの日時及び場所を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和元年6月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

1、日時 令和元年7月18日 午後5時5分。

2、場所 朝霞市役所内。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

議案第42号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院議員通常選挙関係 議案第43号 開票の日時及び場所の決定について

○細田委員長

次に、「議案第43号 開票の日時及び場所の決定について」を議題といたします。

佐藤係長、提案理由の説明をお願いします。

○事務局・佐藤係長

議案第43号、開票の日時及び場所の決定について。

近く執行される参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票の日時及び場所を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和元年6月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

開票の日時、令和元年7月21日、午後9時。

開票の場所、朝霞市立総合体育館サブアリーナ。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第43号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり承認されました。

◎ 4 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第 4 4 号 投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について

○細田委員長

次に、「議案第 4 4 号 投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について」を議題といたします。

直ちに説明をお願いします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第 4 4 号、投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について。

近く執行される参議院埼玉県選出議員選挙において、公職選挙法第 1 7 5 条第 1 項の規定に基づき行う候補者の氏名等掲示につき、同条第 3 項本文の規定により行うくじの日時及び場所を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和元年 6 月 2 1 日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

1、日時 令和元年 7 月 4 日、午後 5 時 5 分。

2、場所 朝霞市役所内。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第 4 4 号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 4 4 号は原案のとおり承認されました。

◎ 4 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第 4 5 号 公示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について

○細田委員長

次に、「議案第45号 公示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について」を議題といたします。

直ちに説明をお願いいたします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第45号、公示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について。

近く執行される参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法施行令第53条第1項、第59条の4第4項及び第59条の5の4第7項の選挙管理委員会の定める日は、公示日前2日（7月2日）とすることについて議決を求める。

令和元年6月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

（なし、の声）

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第45号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（異議なし、の声）

御異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第46号 公示日以前における在外選挙人名簿に登録されている選挙人に対する不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について

○細田委員長

次に、「議案第46号 公示日以前における在外選挙人名簿に登録されている選挙人に対する不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について」を議題といたします。

直ちに説明をお願いいたします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第46号、公示日以前における在外選挙人名簿に登録されている選挙人に対する不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について。

近く執行される参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法施行令第65条の13の規定により読み替えて適用される第53条第1項の選挙管理委員会の定める日は、公示日前2日（7月2日）とすることについて議決を求める。

令和元年6月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

（なし、の声）

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第46号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（異議なし、の声）

御異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院議員通常選挙関係 議案第47号 事務従事者の委嘱について

○細田委員長

次に、「議案第47号 事務従事者の委嘱について」を議題といたします。

直ちに説明をお願いいたします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第47号、事務従事者の委嘱について。

近く執行される参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における事務従事者を、別紙のとおり委嘱することについて議決を求める。

令和元年6月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

1枚おめくりいただきますと、別紙としまして委嘱者の一覧が付いております。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

これは、総勢何人くらいですか。ちょっと人数を教えてください。

○曾根田委員

207人。

○細田委員長

ごめんなさい、分かりました。

ほかに何か質疑ございますか。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑を終結いたします。

議案第47号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院議員通常選挙関係 議案第48号 啓発宣伝計画の決定について

○細田委員長

次に、「議案第48号 啓発宣伝計画の決定について」を議題といたします。

直ちに説明をお願いいたします。

高田主幹。

○事務局・高田主幹

議案第48号を御覧ください。

啓発宣伝計画の決定について。

近く執行される参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における啓発宣伝計画を別紙のとおり定めることについて議決を求める。

令和元年6月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

ページをおめくりいただいて、まず臨時啓発についての掲示の部分でございます。懸垂幕、横断幕、のぼり旗を御覧のところに掲示するほか、ポスター、それから、駅前と市役所本庁舎の中の電光掲示板に掲示をいたします。

それから、次のページが、周知の文章、公報等でございます。まず、周知用のチラシをポスティングによりまして、全戸配布いたします。それから、選挙公報は、まず朝霞市のホームページに掲載いたします。それから、こちらの選挙公報も全戸配布いたします。

それから、ホームページやツイッターなど、インターネットを活用した広報をいたします。

それから、若年層対策といたしまして、市内の大学及び高校にチラシと選挙公報の配布をいたします。

その下、口頭宣伝。広報車による巡回を十日間、啓発テープによる広報を予定しております。また、選挙の前日及び選挙期日に防災無線による広報を行う予定です。

次のページを御覧ください。

街頭啓発についてでございます。

県から提供されるウェットティッシュが、街頭啓発配布物になります。駅前の街頭啓発につきまして、朝霞駅の南口と東口、それから、朝霞台の駅前、北朝霞駅前につきまして、7月18日木曜日、午後6時から行いたいと考えております。こちらは、明るい選挙推進協議会と合同で行う予定です。委員の皆様にも二人ずつ朝霞駅と朝霞台駅方面に分担していただいて、配布の方をお願いしたいと思います。

それから、明るい選挙推進協議会の各支部ごとに街頭啓発、実施日、7月5日から7月19日を予定しておりまして、各地区のスーパーなどの店舗前などで啓発物の配布を行う予定でございます。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第48号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 選挙人名簿関係関係 議案第49号 選挙人名簿から抹消することについて

○細田委員長

次に、選挙人名簿関係でございます。「議案第49号 選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。

直ちに説明をお願いいたします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第49号、在外選挙人名簿から抹消することについて。

次の者は、公職選挙法第30条の6第2項の規定に基づき在外選挙人名簿に登録の移転を行うことから、公職選挙法第28条の規定に該当するので選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和元年6月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男2人、女0人、計2人となっています。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第49号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 在外選挙人関係 議案第50号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第51号 在外選挙人名簿から抹消することについて

○細田委員長

次に、在外選挙人関係です。「議案第50号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて」並びに「議案第51号 在外選挙人名簿から抹消することについて」は、関連がございますので、一括議題とさせていただきます。

直ちに説明をお願いします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第50号、在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

公職選挙法第30条の6の規定により、在外選挙人名簿に登録する者を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和元年6月21日提出、朝霞市選挙管理委員会委員長。

男4人、女0人、計4人となっています。

裏面を御覧ください。裏面に登録者の一覧が掲載されております。

続いて、議案第51号を御説明申し上げます。

在外選挙人名簿から抹消することについて。

次の者は、公職選挙法第30条の11に該当するので、在外選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和元年6月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男2人、女1人、計3人となっています。

裏面を御覧ください。裏面に、抹消者の一覧を掲載しております。

それから、1枚おめくりいただきますと、在外選挙人名簿登録者数の推移ですとか、近隣の状況が載っております。6月21日現在の人数を掲載しております。在外選挙人名簿登録者数は、6月21日現在で、男67人、女52人、計119人となっております。

あと、近隣市の状況につきましては、下の欄に載せてあります。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

それでは、初めに議案第50号につきまして、何か御質疑ございますか。よろしいですか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第50号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第51号につきまして、何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第51号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり承認されました。

この際でございますが、委員の方から何か意見等ございますか。

よろしいですか。

事務局から何か報告事項等ございますか。

局長。

○事務局・渡辺局長

令和元年の朝霞市議会議員の一般選挙についてでございます。お手元に資料がございますので、御覧ください。

市議会議員の選挙につきましては、告示日が投票日の7日前。選挙期間が、任期満了前、30日以内。任期満了日が、令和元年12月17日火曜日となっております。

以上の条件を考えますと、選挙の候補日が、次の4日になります。

11月24日投票、11月17日告示。12月1日投票、11月24日告示。12月8日投票、12月1日告示。12月15日投票、12月8日告示になります。過去の実績ですけれども、過去5年間、投票が行われたのは、いずれも12月の第一週目の日曜日となっております。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

今、事務局から過去の例と選挙候補日の4つの提案があったわけでございますが、今日は決めた方がいいのですか。どうしますか。この次、決めますか。今日は持ち帰っていただいて、次の定例会のときに決めたいと思いますので、そのようなことで進めさせてもらってよろしいですか。

(はい、の声)

ありがとうございました。

それでは、一番身近な選挙でございますので、慎重に決めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかに何かございますか。

高田主幹。

○事務局・高田主幹

まず、7月前半の予定につきましてでございます。

○細田委員長

この前の予定と変わってる。

○事務局・高田主幹

この前、配付しました資料と同じでございます。

7月3日が次回の選挙管理委員会定例会でございます。10時からでございます。

4日木曜日が5時5分からです。選挙管理委員会の臨時会です。これは、その日に参議院議員選挙が公示されることを想定しまして、埼玉県選出議員の氏名掲示の順番を決めるくじを行うということです。

8日の月曜日、投票管理者の説明会を10時から予定してますので、委員の皆様、御出席いただければと思います。

11日木曜日、10時から臨時会の予定でございます。内容が、埼玉県知事選挙、8月に行われる知事選の関係議案でございます。7月前半は、予定は以上でございます。

それから、今行われております市議会で、お二人の議員から一般質問が出ました。来週、一般質問が25日から27日に行われるのですけれども、お二人の議員から質問が出てますので、委員長に御出席いただいて答弁をしていただく予定でございます。

事務局からは以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

そのようなことで日程は了解いただきたいと思います。

予定というのは、いつ決まるの、正式には。

○事務局・高田主幹

参議院議員の…。

○細田委員長

参議院の通常選挙。

○事務局・高田主幹

閣議決定で決まるのですが、それがいつになるのか。まだわかりません。

○細田委員長

まだあくまでも予定ですね。

そんなことで日程組んでいただければと思います。

ありがとうございました。

◎5 閉会

○細田委員長

ほかになれば、以上をもちまして朝霞市選挙管理委員会臨時会を閉会いたします。

ありがとうございます。